

〔中播磨・西播磨地域版〕

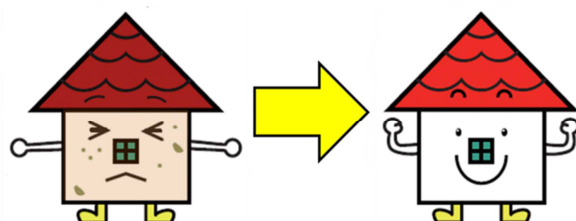
家をお探しの皆様  
起業を検討されている皆様  
不動産業者の皆様  
工務店の皆様

## 空き家をリフォームするなら

2019 年度

# 空き家活用支援事業

一定の条件を満たす空き家を住宅、事業所又は地域交流拠点として利活用する場合、改修工事費の一部を支援します。



住宅型	: 最大 150 万円 (補助対象経費の 1/2)
事業所型	: 最大 150 万円 (補助対象経費の 1/3)
地域交流拠点型	: 最大 500 万円 (補助対象経費の 1/2)

《お問合せ》 兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課  
電話 078-341-7711 (内線 4641)

兵庫県 空き家活用支援事業

検索

# 1 対象

事業の対象となる空き家	一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、次のいずれにも該当するもの（賃貸住宅も対象となります。） ① 築20年以上 ② 台所・便所・風呂等の水回り設備が10年以上未更新 ③ 空き家期間が6箇月以上 ④ 耐震性能を有する（改修工事に合わせて耐震改修する場合も可）
対象地域	・原則として、中核市を除く区域 <sup>※1</sup> ・市街化区域内については、市町が補助を行う場合に限り、対象 <sup>※2、※3</sup> 。
対象者	空き家の改修工事を発注する者
対象となる経費	空き家の機能回復又は設備改善に必要な改修工事費

- ※1 姫路市における合併前の旧香寺町、安富町、夢前町及び家島町の区域は対象  
 ※2 姫路市における合併前の旧香寺町の区域、たつの市における合併前の旧新宮町、揖保川町、御津町の区域の市街化区域は、市が補助を行わない場合も対象  
 ※3 2019年4月現在、補助を行っている市町は、「全種補助制度あり：相生市、赤穂市」 / 「一部の種類で補助制度あり：たつの市」

# 2 補助金の限度額及び補助率

## 【市街化区域内の地域】<sup>※4、※5</sup>

	住宅型(一般タイプ)				住宅型(若年・子育てタイプ) <sup>※6</sup>				事業所型				地域交流拠点型			
	工事費	負担割合 <sup>※3</sup>			工事費	負担割合 <sup>※3</sup>			工事費	負担割合 <sup>※3</sup>			工事費	負担割合 <sup>※3</sup>		
		事業者	市町	県		事業者	市町	県		事業者	市町	県		事業者	市町	県
一戸建ての住宅	300万円	1/2	1/4	1/4	300万円	1/3	1/3	1/3	450万円	1/2	1/4	1/4	1,000万円	1/2	1/4	1/4
				補助金額の上限 <sup>※7</sup>				補助金額の上限 <sup>※7</sup>				補助金額の上限 <sup>※7</sup>				補助金額の上限 <sup>※7</sup>
				75万円				100万円				112.5万円				250万円
共同住宅	200万円	1/2	1/4	1/4	200万円	1/3	1/3	1/3	350万円	1/2	1/4	1/4	700万円	1/2	1/4	1/4
				補助金額の上限 <sup>※7</sup>				補助金額の上限 <sup>※7</sup>				補助金額の上限 <sup>※7</sup>				補助金額の上限 <sup>※7</sup>
				50万円				66.6万円				87.5万円				175万円

- ※4 姫路市における合併前の旧香寺町の区域、たつの市における合併前の旧新宮町、揖保川町、御津町の区域の市街化区域は、【市街化区域以外の地域】の表を参照  
 ※5 2019年4月現在、補助を行っている市町は、「全種補助制度あり：相生市、赤穂市」 / 「一部の種類で補助制度あり：たつの市」  
 ※6 若年・子育てタイプは、夫婦の満年齢の合計が80歳未満又は高校卒業までの子がいる世帯（【市街化区域以外の地域】の表において同じ。）  
 ※7 県の補助金は、市町が負担する補助額と同額以下。そのため、市町が負担する金額に応じて、減額することがある。

## 【市街化区域以外の地域】<sup>※8</sup>

	住宅型(一般タイプ)		住宅型(若年・子育てタイプ) <sup>※6</sup>		事業所型		地域交流拠点型	
	対象工事費	補助金額の上限(補助率) <sup>※9</sup>	対象工事費	補助金額の上限(補助率) <sup>※9</sup>	対象工事費	補助金額の上限(補助率) <sup>※9</sup>	対象工事費	補助金額の上限(補助率) <sup>※9</sup>
一戸建ての住宅	100万円未満	対象外	100万円未満	対象外	150万円未満	対象外	1,000万円	500万円(1/2)
	100万円以上 200万円未満	50万円(1/3)	100万円以上 200万円未満	75万円(1/2)	150万円以上 250万円未満	66.6万円(1/3)		
	200万円以上 300万円未満	75万円(1/3)	200万円以上 300万円未満	112.5万円(1/2)	250万円以上 350万円未満	100万円(1/3)		
	300万円以上	100万円(1/3)	300万円以上	150万円(1/2)	350万円以上 450万円未満 450万円以上	133.3万円(1/3) 150万円(1/3)		
共同住宅	100万円未満	対象外	100万円未満	対象外	150万円未満	対象外	700万円	350万円(1/2)
	100万円以上 200万円未満	50万円(1/3)	100万円以上 200万円未満	75万円(1/2)	150万円以上 250万円未満	66.6万円(1/3)		
	200万円以上	66.6万円(1/3)	200万円以上	100万円(1/2)	250万円以上 350万円未満	100万円(1/3)		
					350万円以上	116.6万円(1/3)		

- ※8 姫路市における合併前の旧香寺町の区域、たつの市における合併前の旧新宮町、揖保川町、御津町の市街化区域も対象  
 ※9 補助金額は、対象工事費に補助率を乗じた額と補助金額の上限のいずれか低い額。また、一部の市町においては、この金額及び補助率に市の補助金に加算される場合もある。

# 3 募集期間 2019年4月22日（月）から12月27日（金）まで（先着順）

# 4 その他の注意事項

要件について	・本事業により改修を行った建物は、本事業終了後、10年以上活用することが必要ですので、転売等できません。 ・建築基準法、農地法等の許可が必要な場合があります。
応募について	・申請書類を応募期間内に、市町の担当窓口へ提出してください。 ・申請様式等は、兵庫県のホームページからダウンロード又は県及び市町の窓口から入手できます。
事業について	・本事業の申請を行い、県から交付決定を受けた後に工事の契約及び工事着工してください（事前着工した場合、補助金は出ません。） ・2020年3月31日までに事業を完了し、完了実績報告書を提出する必要があります。
補助金の交付について	・補助金は、完了実績報告書の提出後に実施する検査に合格した後に交付します。

- ※ 補助制度を有する市町では、申請様式等が異なる場合がありますので、詳細な内容は、市町でご確認ください。